

平成 17 年 11 月 15 日

各 位

会 社 名 株式会社 D T S
代表者名 代表取締役社長 赤羽根 靖隆
(コード番号 9682 東証第 1 部)
問合せ先 執行役員総務部長 尾崎 実
(電話番号 03 - 3437 - 5488)

ストック・オプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、平成 17 年 11 月 15 日開催の当社取締役会において、商法第 280 条ノ 20、第 280 条ノ 21 および平成 17 年 6 月 24 日開催の当社第 33 回定時株主総会決議に基づき発行する新株予約権（ストック・オプション）に関する発行要項および割当対象者を決定しましたので、下記のとおりその概要をお知らせいたします。

記

1. 新株予約権発行の理由

当社の業績向上に対する意欲と一層の士気向上を図り、株主の皆様を重視した経営を推進することを目的とし、当社の常勤の取締役、常勤監査役、執行役員および一部の従業員に対し、無償にて新株予約権を発行する。

2. 新株予約権の発行日

平成 17 年 12 月 8 日

3. 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

当社普通株式 232,100 株

4. 発行する新株予約権の総数

2,321 個

なお、新株予約権 1 個当たりの目的たる株式の数(以下、「付与株式数」という)は 100 株とする。

5. 新株予約権の発行価額

無償とする。

6. 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額

未定

各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、発行日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の各日の終値（気配表示を含む。以下、「終値」という）の平均値（終値のない日の日数を除く）に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が発行日の終値を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

7. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額

未定

8. 新株予約権の行使可能期間

平成17年12月9日から平成27年6月23日まで

9. その他の新株予約権の行使の条件

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

新株予約権の割り当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という）は、本新株予約権の行使時において、当社または子会社の取締役、監査役、執行役員または従業員であることを要するものとする。

新株予約権者の相続人による行使はできないものとする。

10. 新株予約権の行使により新たに株式を発行する場合の当該株式の発行価額のうち資本組入額

未定

行使価額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を切り上げた額とする。

11. 新株予約権の割当先の概要

当社の常勤の取締役、常勤監査役、執行役員および一部の従業員の合計1,202名

【ご参考】

(1) 定時株主総会付議のための取締役会決議日 平成17年5月17日

(2) 定時株主総会の決議日 平成17年6月24日

(3) 前記6.7.10.の未定箇所については、平成17年12月8日（新株予約権発行日）にお知らせいたします。

以上